

報 道 資 料

(令和5年7月4日)

◆ 件 名	市県民税の誤徴収について	
◆ 覚知日時	令和5年6月30日(金) 午後3時40分頃	
◆ 概 要	<p>: 6月30日納期限の令和5年度市県民税第1期分の一部納税者の口座振替分について、担当職員がシステム処理を誤ったため、本来の納税額よりも多く引き落とし(過大徴収)してしまった。</p> <p>: 対象者は、上場株式の配当所得・株式等譲渡所得のあった171人で、過大徴収の総額は1,768,043円(最大過大徴収額629,700円)</p> <p>: 対象者には7月中旬までに還付(口座振込)を行う。</p>	
◆ 経緯と対応状況	<p>[令和5年]</p> <p>6月12日(月)</p> <p>6月30日(金)</p> <p>7月4日(火)</p>	<p>市税収納徴収支援システムの処理を誤る</p> <p>納税者から「納税通知書記載の税額と異なる金額が引き落されている」との申し出</p> <p>上場株式の配当所得・株式等譲渡所得のあった納税者から過大徴収していることを把握。対象者の総数、影響額と原因を調査</p> <p>対象者に対し還付金額を記載したお詫び文を発送</p>
◆ 原 因	<p>上場株式の配当所得・株式等譲渡所得については、市が市県民税を徴収する際に還付額等が生じることがあり、その場合、市はあらかじめ減額した上で徴収する。</p> <p>そのためには、市税収納支援システム上で減額処理を行う必要があるが、担当職員が、その手順を熟知しておらず、その減額処理日の入力を誤った。</p> <p>誤: 6月29日→正: 6月15日</p> <p>また、担当職員以外の職員と上司もそれに気づくことができなかった。</p>	
◆ 今後の対応	<p>対象者には、お詫びと還付のお知らせ文書を7月4日(火)に送付した。還付手続きを早急に進め7月中旬までに還付(口座振込)を完了する予定</p> <p>【再発防止策】</p> <p>事務処理を担当職員のみならず、複数の担当間(還付担当・口座振替担当・電算担当)でシステム設定・入力手順を共有するとともに、マニュアルの改訂及びチェックシートの作成を行い、それを稟議書へ添付するなどして、組織的なチェック体制を強化する。</p>	
◆ 問い合わせ	課 名	財政局税務部納税課(静岡庁舎3階)
	担当者	國分、野田
	電 話	054-221-1034